

## 新型転換炉原型炉ふげんの定期事業者検査期間について

### 1. 経緯

新型転換炉原型炉ふげん（以下「ふげん」という。）の第4回定期事業者検査は、当初、令和5年度の性能維持設備の定期点検結果をもとに、令和5年10月から令和6年3月末で実施する予定であった。

しかし、令和5年5月16日に性能維持設備である非常用ガス処理系の再生用加熱器、令和5年6月26日に放射線監視装置用POD（以下「エリアモニタ用POD」という。）

（Programmable Operation Display）が故障し、復旧（交換する機器類の製作）に時間を要する（※）ことから、これらの設備は当初予定していた第4回定期事業者検査期間中において定期事業者検査ができなくなり、定期事業者検査期間の見直しを進めている。なお、本件に伴うふげんの解体撤去工事等の廃止措置作業には影響しない。

※ 非常用ガス処理系：令和6年8月復旧予定

エリアモニタ用POD：令和7年2月末復旧予定

### 2. 第4回定期事業者検査について

第4回定期事業者検査の期間は、以下の考え方をもとに設定する。

- ・定期事業者検査開始日は、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第51条（以下「法令」という。）に基づき、第3回定期事業者検査終了日の令和5年3月24日以降、13月を超えない期間に設定する。
- ・定期事業者検査開始時期の設定は、性能維持設備である各設備の定期点検終了後の最初に実施する定期事業者検査日とする。
- ・全ての性能維持施設について定期事業者検査を実施する。また、故障している設備（非常用ガス処理系、エリアモニタ用POD）については、長納期品である部品が入荷次第、部品交換と合わせて定期点検を実施し、その後に定期事業者検査を実施する。

第4回定期事業者検査期間

開始	終了
令和6年3月頃	令和7年3月末

このため、第4回定期事業者検査の開始時期は、法令に基づき第3回定期事業者検査終了後、13月を超えない令和6年4月23日までに設定することとし、開始時期を令和6年3月に運用を開始するユニット型空気圧縮機（令和4年11月16日に認可を受けた廃止措置計画に基づき、既存の空気圧縮機の経年劣化に伴う代替としてユニット型空気圧縮機を令和6年2月末に導入予定）の定期事業者検査を対象として設定する。

また、定期事業者検査の終了時期については、上述の故障した設備のうち、令和7年2月末に予定するエリアモニタ用PODの故障復旧した後に実施する定期事業者検査を令和7年3月末に実施することで設定する。

なお、ユニット型空気圧縮機については、令和6年3月頃の定期事業者検査後、令和6年度にも定期点検を実施する予定である(事業者としては1年に1回の点検を実施する計画)。この場合でも、第4回定期事業者検査の検査報告としては、令和6年3月頃の定期事業者検査の結果を以って報告することとしたい。

以上